

令和7年(2025年)8月22日

市内訪問介護事業所 管理者様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)に係る届出について

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、訪問介護及び指定相当訪問型サービスにおける同一建物減算のうち、12%減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合が90%以上)が新設されました。本減算に該当する場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となりますので、下記の点にご留意いただき、適切な対応をお願いいたします。

記

1 同一建物減算(12%減算)の算定要件

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合を除く。)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

2 12%減算の判定について

(1)判定期間と減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日～8月31日	10月1日～3月31日	9月15日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日	3月15日

(2)判定方法

事業所ごとに、判定期間にサービス提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算となる。

【具体的な計算式】  $B \div A$

A:判定期間にサービス提供した利用者の総数(利用実人員)

B:Aの内、同一敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人員)

※訪問介護(要介護者)、指定相当訪問型サービス(要支援者)は合算せずにそれぞれ計算すること。

なお、訪問型サービスAには12%減算がないため、当該サービス利用者は計算から除く。

※15%減算(同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上)の対象者は除く。

(3)正当な理由の範囲(例示)

ア 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合

イ 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数(訪問介護及び指定相当訪問型サービスを一体的に行っている場合でも合算せず、それぞれでカウントする。)が200回以下であるなど事業所が小規模である場合

ウ その他、正当な理由と保険者が認めた場合

### 3 届出書類

(1)初めて減算に該当する場合又は減算を取り下げる場合

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)
- ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)

※指定相当訪問型サービスは、「別紙2」を「別紙50」と、「別紙1-1」を「別紙1-4」と読み替えてください。

【ダウンロード先】(八王子市ホームページ)

八王子市トップページ>事業者の方へ>介護事業所・高齢者施設の開設・届出等>介護サービス・  
高齢者施設事業者の方へ>参考様式集約等>届出書類一覧>加算届提出書類一覧

[https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022\\_d/fil/teisyutukyo.xlsx](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022_d/fil/teisyutukyo.xlsx)

(2)既に減算に該当するとして届出済みであり、継続して減算に該当する場合  
再度届け出る必要はありません。

(3)正当な理由により減算が非該当となる場合  
届出は不要です。

ただし、計算書(別紙10)や非該当となる根拠資料等は、事業所において適切に保存してください。

(4)継続して減算が非該当となる(90%以上でなかった)場合  
届出は不要です。

ただし、計算書(別紙10)については、事業所において2年間保存してください。

### 4 届出方法

原則として、電子申請・届出システムにてご提出ください。

詳細については、下記URL(八王子市ホームページ)をご覧ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/001/p035272.html>

### 5 届出期限

上記2(1)のとおり。

【問い合わせ先】

(届出について)

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当  
電話 042-620-7452

(同一建物減算の要件について)

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当  
電話 042-620-7416